

ハローワークもりおか

懇切

公正

迅速

平成25年 9月 No.480

9月は『障害者雇用支援月間』です!!

毎年、厚生労働省では、障害者雇用促進法に基づき一定規模（56人）以上の企業に6月1日現在を基準とした障害者の雇用状況の報告を求めており、平成24年6月1日現在の集計によると、当所管内の雇用率は1.68%と前年に比べ0.02ポイント上昇したところです。

しかしながら、この雇用率は、法定雇用率1.80%を下回り、さらに岩手県平均1.79%や全国平均の1.69%を下回る状況となっております。

また、当ハローワークに本年7月末現在登録されている障害をもつ求職者の方は922人（うち重度障害者が187人）で、前年同月より127人（うち重度障害者24人増加）増加しているなど、一般の雇用情勢は回復しておりますが、障害者にとっては厳しい雇用情勢が続いております。

事業主の皆様には、障害者の社会的な自立に向けた基盤づくりとして、職業を通じての社会参加を進めていくことの重要性、必要性をご理解いただき、さらなる雇用促進へのご協力をお願いいたします。

※法定雇用率（民間企業）：平成25年4月から 1.8% ⇒ **2.0%** 引き上げられています。

年別障害者雇用状況

（各年6月1日現在）

年	項目 対象企業数	法定雇用障害者の算定となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成企業の割合（%）
平成19年	295	51,902.0	865.0	1.67	45.8
平成20年	311	53,662.0	911.0	1.70	42.8
平成21年	308	53,886.0	915.0	1.70	47.4
平成22年	298	53,325.0	969.0	1.82	49.7
平成23年	316	60,736.0	1,010.5	1.66	44.0
平成24年	321	62,087.0	1,046.0	1.68	45.2

- 9月は『障害者雇用支援月間』です!! 1
- あと一人雇用すれば、法定雇用率を達成! 2
- 平成26年3月新規高等学校卒業者の採用選考について 2
- 若者チャレンジ奨励金のご案内 3
- 「もりおか就職面接会」を開催しました! 4
- 最近の求人求職のうごき 4

◎あと一人雇用すれば、法定雇用率を達成！

雇用不足数	合計	1人	2人	3人	4人	5人以上
企業数	176	113	38	13	9	3
構成比	100.0%	64.2%	21.6%	7.4%	5.1%	1.7%

法定雇用率未達成企業176企業について、あと何名雇用すれば雇用率が達成されるかをみると、雇用不足数1人の企業が113企業で64.2%と最も多く、次いで2人が38企業で21.6%となっており、1～2人の雇用不足企業が全体の85.8%を占めています。

◎障害者雇用に一層のご理解とご協力を

障害者の方々が、その適正と能力に応じた働く場を得て、社会活動に参加し、働く喜びと生き甲斐を見出すことのできる社会を実現するため、ハローワーク盛岡では、法定雇用率を達成していない企業を中心として求職者情報の提供のほか、各種助成金の周知啓発を図りながら障害者の雇用促進に努めております。

障害者雇用促進を進めるうえで、事業主の方々のご理解とご協力が必要不可欠であり、特に法定雇用率を下回っている企業におかれましては、なお一層のご協力をお願いいたします。

※ 詳しくは、当ハローワーク障害者担当までお問い合わせください。
(TEL019-624-8904 内線724・728)

平成25年度障害者雇用支援月間ポスター
厚生労働大臣賞受賞作品



【絵画】 小学校の部
「ラーメン屋さんになりたい！」
(大阪府 岡市 有未 さん)

平成26年3月 新規高等学校卒業者の採用選考について

◎ 推薦・選考について

新規高等学校卒業者の学校からの推薦開始日は9月5日、選考開始日は9月16日となっております。9月16日以降求人者が任意の日を選考日として定めていただきますが、生徒が他の事業所に応募できない等就職活動に支障をきたすことのないよう、選考日はできるだけ早い時期を、また、選考結果についても早期に決定いただくようお願いいたします。

◎ 複数応募（併願）について

岩手県高等学校就職問題検討会議において「10月1日以降は一人二社まで応募・推薦を可能とする」旨の申し合わせが行われ、複数応募（併願）が行われます。

併願を可とした求人につきましては、10月1日より併願者の応募もありますので、採用内定する際には、学校と連携を密にし、よく確認を行ってください。

※ 詳細につきましては、当ハローワーク求人企画部門学卒担当までお問い合わせください。

(TEL 019-624-8905)

新規高等学校卒業者対象求人受理状況（管内）

平成25年7月末日現在

産業・職業別	年度	平成25年度	平成24年度	
	計	前年比	計	
農、林、漁業	15	87.5	8	
鉱業、採石業、砂利採取業	0	—	0	
建設業	138	25.5	110	
製造業	122	43.5	85	
電気・ガス・熱供給・水道業	4	0.0	4	
情報通信業	2	100.0	1	
運輸業、郵便業	24	9.1	22	
卸売業、小売業	130	9.2	119	
金融業、保険業	18	63.6	11	
不動産業、物品賃貸業	26	420.0	5	
学術研究、専門・技術サービス業	19	11.8	17	
宿泊業、飲食サービス業	90	16.9	77	
生活関連サービス業、娯楽業	77	1.3	76	
教育、学習支援業	0	—	0	
医療、福祉	32	▲34.7	49	
複合サービス事業	11	83.3	6	
サービス業（他に分類されないもの）	78	100.0	39	
公務、その他	0	—	0	
合計	786	25.0	629	
職別	管理、専門・技術	76	65.2	46
事務	78	116.7	36	
販売	89	18.7	75	
サービス	203	▲1.9	207	
技能工等	268	28.2	209	
その他の職業	72	28.6	56	

若者チャレンジ奨励金のご案内

(若年者人材育成・定着支援奨励金)

35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習（OJT）と座学（OFF-JT）を組み合わせた訓練（若者チャレンジ訓練）を実施する事業主の方に、奨励金を支給します。

◎ **訓練奨励金：訓練実施期間中に訓練受講者1人1月あたり15万円**

◎ **正社員雇用奨励金：訓練終了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合に、1人あたり1年経過時に50万円、2年経過時に50万円（計100万円）**

※ 派遣先事業主の方が、派遣元事業主の方と訓練実施計画を共同で作成し、紹介予定派遣により受け入れる派遣労働者を自社の正社員として雇用することを前提に訓練を実施する場合には、派遣先事業主の方に奨励金を支給します。

若者チャレンジ訓練の対象となる者

35未満の若者であって、以下のいずれにも該当する者

◎ 過去5年以内に訓練を実施する分野で正社員として概ね3年以上継続して雇用されたことがない者等であって、登録キャリア・コンサルタント※により、若者チャレンジ訓練へ参加することが適当と判断され、ジョブ・カードの交付を受けた者

◎ 訓練を実施する事業主と期間の定めのある労働契約を締結する者等

※ ジョブ・カードを交付することができるキャリア・コンサルタントとして厚生労働省又は登録団体に登録された者です。

若者チャレンジ訓練の主な要件

○ 自社内での実習（OJT）と座学（OFF-JT）を組み合わせた訓練であって、全体の訓練時間に占めるOJTの割合が1割以上9割以下であること。

○ 1か月あたりに換算した訓練時間数が130時間以上であること。

○ 訓練受講者の訓練期間中の主要な労働条件（就業時間、休日及び賃金形態）が訓練受講者を正社員として雇用する場合と同じであること。（※派遣先事業主の方の場合は一部要件が異なります。）

○ 訓練の実施期間が3か月以上2年以下であること。（※派遣先事業主の方の場合は一部要件が異なります。）

※ 自社内での実習（OJT）と自社の従業員を講師として行う座学（OFF-JT）を実施できる時間は合わせて1920時間（1年相当）となるため、1920時間（1年相当）以上の訓練を実施する場合は、1920時間（1年相当）を超える部分について、外部の教育訓練機関または外部の講師を活用してOFF-JTを実施する必要がありますので、注意して下さい。

○ 実習（OJT）と座学（OFF-JT）のそれぞれについて、訓練科目名、実施内容、実施時間等が明確に示された訓練カリキュラムを作成すること。

○ ジョブ・カード様式4（評価シート）を作成し、当該評価シートにより訓練受講者の職業能力評価を行うこと。

※ 奨励金の支給を受けようとする事業主の方は、以上の要件等に該当する訓練の実施計画を作成し、労働局長の確認を受けた上で当該訓練実施計画に基づき訓練を実施する必要があります。

なお、OJTとOFF-JTの両方またはどちらか一方について、実際に訓練を実施した時間数が、計画した時間数の8割を下回る場合は、奨励金は支給されません。

（※この他にも奨励金が支給されない場合や減額して支給される場合があります。）

問い合わせ先等

○ 奨励金の詳細や手続き等は岩手労働局職業対策課助成金相談コーナーまでお問い合わせください。
岩手労働局職業対策課 助成金相談コーナー・・・盛岡市盛岡駅西通2丁目9-1 マリオス6階
TEL 019-606-3285

○ また、訓練実施計画の作成、訓練の実施準備等の各種支援をジョブ・カードセンターが実施しています。
ジョブ・カードセンター（盛岡商工会議所）・・・盛岡市清水町14-12
TEL 019-624-6091

平成25年度 もりおか就職面接会

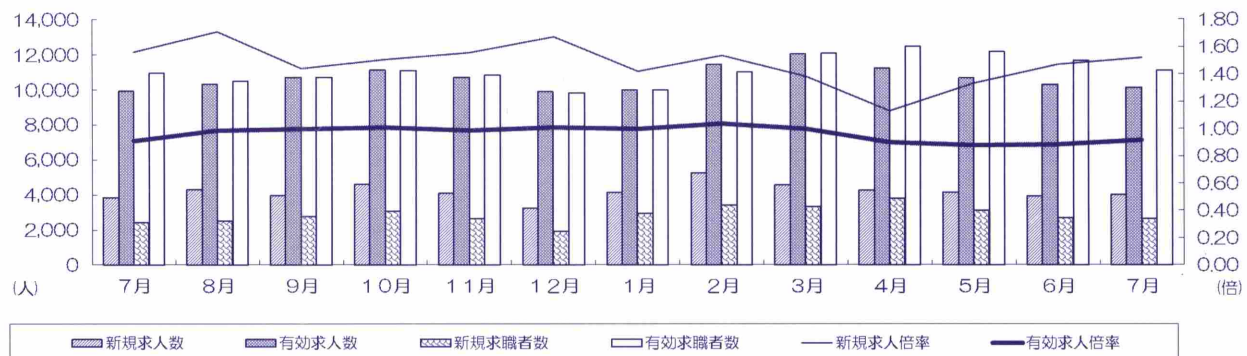
を開催しました！

去る8月6日（火）盛岡市・ハローワーク盛岡・盛岡地域雇用開発協会・盛岡商工会議所等の主催による、平成26年3月新規大学等卒業予定者及び既卒者を対象とする「もりおか就職面接会」を開催しました。

企業は、昨年を上回る54社の参加となり、また、来春卒業予定の学生等は盛岡地域を中心に県内外から、前年を114人下回り135人の参加がありました。参加者の学歴別では、専門学校生が71人、大学生が50人などとなり、参加されたみなさんは、各企業ブースをまわり、求人内容や事業概要などの確認を行っていました。



最近の求人求職のうごき



ハローワークプラザ盛岡

ヤングハローワーク（1F）
TEL 019-621-2511 FAX 019-653-8608

盛岡新卒応援ハローワーク（1F）
TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

ハローワークプラザ（2F）
TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズコーナー（2F）
TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

いわてキャリアアップハローワーク（2F）
TEL 019-908-2060 FAX 019-908-2061

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312